

鳥獣害防止総合対策事業実施要綱の制定について

19生産第9423号

平成20年3月31日

農林水産事務次官依命通知

この度、鳥獣害防止総合対策事業について、別紙のとおり鳥獣害防止総合対策事業実施要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

鳥獣害防止総合対策事業実施要綱

第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）が制定されたところである。

これらの状況を踏まえ、鳥獣害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村（都道府県をまたく場合も含む。）が共同して作成する被害防止計画に基づく、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。また、地域における被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、鳥獣による被害防止に関する専門的な知識・技術を有する技術指導者の育成を図るものとする。

第2 目 的

本交付金において実施する鳥獣害防止総合対策事業（以下「鳥獣害対策事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

鳥獣害対策事業は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 事業の内容等

鳥獣害対策事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び交付率は別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獣害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

(2) 技術指導者育成事業

鳥獣による被害防止に関する専門的な知識・技術を有する技術指導者の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

3 事業費の低減

鳥獣害対策事業を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業(別表第1の事業内容欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第4 事業別事項

- 1 鳥獣害防止総合支援事業：別記1
- 2 技術指導者育成事業：別記2

第5 委任

鳥獣害対策事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別記 1)

鳥獣害防止総合支援事業

第 1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村において、法第 4 条に基づき被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって鳥獣害防止総合支援事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

- 3 事業実施主体は、地方農政局長等に事業実施計画を提出する場合にあっては、1 により作成した被害防止計画を添付するものとする。

- 4 事業の範囲が一の地方農政局の管轄区域、北海道の区域又は沖縄県の区域を越える場合にあっては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係する地方農政局長等に対して事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

- 5 事業実施主体は、1 及び 2 により作成した被害防止計画及び事業実施計画を公表するものとする。

- 6 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、2、4 及び 5 の規定を準用するものとする。

第 2 推進指導等

1 推進指導

国は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした鳥獣害防止総合支援事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図るとともに、関係部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

また、都道府県は、鳥獣害防止総合支援事業が円滑に実施されるよう、農林水産部局と鳥獣保護部局が連携して、事業実施主体に対して必要な情報提供を行うとともに、必要な支援措置を行うよう努めるものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、鳥獣害防止総合支援事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、鳥獣害防止総合支援事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を鳥獣害防止

総合支援事業の運用に反映させるものとする。

第3 事業の実施期間

鳥獣害防止総合支援事業の実施期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、鳥獣害防止総合支援事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、鳥獣害防止総合支援事業の実施状況を、毎年度、地方農政局長等に対し、報告するものとする。

なお、事業の範囲が一の地方農政局の管轄区域、北海道の区域又は沖縄県の区域を越える場合にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係する地方農政局長等に対して報告書の写しを送付するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

- (2) 事業実施主体は、(1)により公表した評価結果を地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が一の地方農政局の管轄区域、北海道の区域又は沖縄県の区域を越える場合にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係する地方農政局長等に対して報告書の写しを送付するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)により事業評価の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を評価するとともに、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合には、当該事業実施主体に対して、生産局長が別に定めるところにより改善計画を提出させる等必要な指導を行うこととする。

なお、地方農政局長等は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。

- (4) 生産局長は、(3)により地方農政局長等から報告を受けた場合には、そ

の結果を踏まえ、鳥獣害防止総合支援事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、翌年度以降の事業の適正な執行を確保するため、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

- (5) 国は、鳥獣害防止総合支援事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

- (1) 1 の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するものとする。
- (2) 事業実施主体は、生産局長が別に定める改善計画を作成した場合は、1 の(2) に準じて、地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) (2) により提出を受けた地方農政局長等は、目標の達成が見込まれないと認められる事業実施主体に対して、重点的に指導及び助言を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

鳥獣害防止総合支援事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 農山漁村活性化プロジェクトに基づく施策
- (2) 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- (3) 森林・林業・木材産業づくり交付金に基づく施策
- (4) 健全な内水面生態系復元等推進事業に基づく施策
- (5) 頑張る地方応援プログラムに基づく施策

別表第1（第3関係）鳥獣害防止総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対応型	1 推進事業 (1) 推進体制の整備 (2) 個体数調整	協議会（生産局長が別に定めるものとする。）	次に掲げるすべての要件を満たすこと。	1 推進事業 定額（ただし、限度額については、生産局長が別に定めるものとする。）
2 広域連携型	(3) 被害防除 (4) 生息環境管理 2 整備事業 (1) 鳥獣害防止施設 (2) 処理加工施設		1 被害防止計画を作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2 整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること。 3 生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。 4 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。	2 整備事業 1/2 以内 上記に関わらず、沖縄県にあっては2/3以内、次の(1)から(5)までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、55/100以内とする。 (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。） (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

(別記 2)

技術指導者育成事業

第 1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。
- 2 1 の規定は、生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更について準用するものとする。

第 2 推進指導

国は、地域の実態に即し、技術指導者育成事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第 3 事業の実施期間

技術指導者育成事業の実施期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間とする。

第 4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、技術指導者育成事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより交付するものとする。

第 5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、技術指導者育成事業の実施状況を、毎年度、生産局長に報告するものとする。

第 6 事業の評価

技術指導者育成事業で実施した事業内容については、生産局長が別に定めるところにより評価を行うものとする。

別表第2（第3関係）技術指導者育成事業

事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
この事業は、鳥獣による被害防止に関する専門的な知識・技術を有する技術指導者の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催・運営を実施する事業とする。	民間団体（生産局長が別に定めるものとする。）	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 全国5ヶ所以上で研修会を開催すること。 2 生産局長が別に定める要件及び基準を満たしていること。	定額（ただし、限度額については、生産局長が別に定めるものとする。）